

食品関連機械団体標準約款

■ 売買契約 ■

〔2021 年版〕

全 国 醸 造 機 器 工 業 組 合
一 般 社 団 法 人 日 本 豆 腐 機 器 連 合 会
一 般 社 団 法 人 中 部 包 装 食 品 機 械 工 業 会
東 京 糧 食 機 工 業 協 同 組 合
協 同 組 合 日 本 製 パ ン 製 菓 機 械 工 業 会
一 般 社 団 法 人 日 本 粉 体 工 業 技 術 協 会
一 般 社 団 法 人 日 本 包 装 機 械 工 業 会
一 般 社 団 法 人 日 本 食 品 機 械 工 業 会

食品関連機械団体標準約款

■ 売買契約 ■

改訂履歴

売買契約約款 平成 23 年 2 月決定
令和 3 年 7 月改訂

食品関連機械団体標準約款 目次

■ 売買契約 ■

第 1 条	目的物件の納入	1
第 2 条	不可抗力等	1
第 3 条	所有権の移転時期	1
第 4 条	危険負担	1
第 5 条	遅延損害金	2
第 6 条	相殺	2
第 7 条	検収	2
第 8 条	特別採用	2
第 9 条	契約不適合責任	2
第 10 条	品質保証	3
第 11 条	製造物責任	3
第 12 条	契約解除	3
第 13 条	売主による契約解除	4
第 14 条	売主による製造の中止	4
第 15 条	買主による契約解除	5
第 16 条	買主による中途解除	5
第 17 条	目的物件の引揚げ	5
第 18 条	契約条件の変更	5
第 19 条	仕様等の変更	5
第 20 条	知的財産権の侵害	5
第 21 条	秘密の保持	6
第 22 条	図面の管理	6
第 23 条	権利義務の譲渡禁止	6
第 24 条	連帯保証人	6
第 25 条	協議事項	6
第 26 条	管轄裁判所	6

売買契約約款

第1条（目的物件の納入）

- 1 売主は納入期日に納入場所において買主に目的物件を納入する。
- 2 買主は、売主が買主の敷地内において目的物件の据付作業等を行う場合には、以下の事項を調整及び準備するものとする。
 - (1) 売主が買主の営業時間内において目的物件の作業を実施できるように作業日程及び時間を調整すること。
 - (2) 売主が目的物件の作業を行うための足場等を整え安全な作業環境を準備すること。
- 3 買主の責めにより納入が遅延する場合には書面で通知することにより売主の工場における納入をもって納入とすることができる。

第2条（不可抗力等）

- 1 次の事由により売主に目的物件の全部又は一部について履行遅延が生じた場合は、売主において遅延を理由とする一切の責めに任じないことを買主は承諾する。
 - (1) 天災、火災（売主の責めに帰すべき事由によるものを除く）
 - (2) 不測の事態による原材料等の入手遅延又は入手不能
 - (3) 輸送の制限若しくは不円滑又は輸送中の不測の事故
 - (4) 買主における仕様変更、契約時仕様未決又は保留
 - (5) その他売主の責めに属さない事由
- 2 売主及び買主のいずれの責めにも帰すことのできない事由（不可抗力）によって売主が目的物件を納入すること、又は買主がその納入を受けることができなくなった場合は、売主及び買主のいずれも本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により売主又は買主が本契約を解除した場合には、売主及び買主は、いずれも相手方に対して損害の賠償を請求することができないものとする。

第3条（所有権の移転時期）

- 1 目的物件の所有権は買主が売買代金を完済するまで売主に留保し、買主が代金を完済した時に買主に移転する。
- 2 買主は目的物件の納入を受けた後、本売買代金完済まで、善良な管理者の注意をもってこれを使用保管する義務を負うものとし、売主の承諾なく、目的物件の売却、担保権設定、賃貸等売主の完全な所有権を侵害するおそれのあることとなる行為をしないものとする。万一これに反したことにより売主に損害が生じた場合、買主はこれを賠償しなければならない。

第4条（危険負担）

危険負担は、目的物件が買主に納入された時をもって売主から買主に移転する。

第5条（遅延損害金）

- 1 買主が本契約による代金の支払を遅延したときは年14.6%の割合の遅延損害金を売主に支払うものとする。
- 2 売主が本契約による目的物件の納入を遅延したときはこれにより買主に生じた損害を賠償する。ただし、目的物件を使用できないことによる生産又は取引機会の損失に伴う逸失利益その他これに準ずる二次的な損害は除く。

第6条（相殺）

売主は、買主に対して金銭債務を負担するときは、当該金銭債務と本件売買代金債権とを相殺することができる。

第7条（検収）

- 1 買主は、目的物件の納入の際、契約書で検査期限を定めた場合は当該期限内に、期限を定めなかった場合は遅滞なく、受入検査を行い、合格した場合に受け入れる。検査に合格したときは、買主は目的物件が検査に合格したことを証する書面を売主に交付する。買主が、期限内に又は遅滞なく合否の結果を通知しない場合は、検査に合格したものとみなす。
- 2 買主は、前項の検査が終了するまでは、販売目的の製品を製造するために目的物件を使用しないものとし、前項の検査が終了するまでに製造した製品を販売することができないものとする。

第8条（特別採用）

買主の検査の結果、不合格となった目的物件であっても、買主が支障なしと認め、買主と売主の協議によりあらためて契約金額を決定したときは、買主はこれを引き取ることができる。この場合、売主は契約の本旨に従った債務を履行したものと扱われる。

第9条（契約不適合責任）

- 1 買主は、第7条の規定による検査により目的物件に契約の内容に適合しない点（以下「契約不適合」という。）があることを発見したときは、直ちに売主に対しその旨を書面で通知しなければ、物件は完全な状態で買主に引き渡されたものとみなし、それ以後売主は目的物件の契約不適合についてその責めに任じないものとする。
- 2 売主は、前項の通知を受け、これを目的物件の契約不適合と認めるときは、無償で修補に応じる。ただし、当該契約不適合が買主の指示に従って採用した材料、部品、設計等によって生じた場合はこの限りではない。また、当該契約不適合が軽微であって、修補に過分の費用を要する場合には、買主に対して前条に基づく特別採用を求めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、通常の検査方法により発見できない契約不適合が買主により発見された場合は、納入後1年以内に買主がこれを売主に通知しなければならない。買主は、契約不適合の通知に際しては、契約不適合を発見するに至った事情及び契約不適合によって生じていると考えられる現象をできる限り具体的に特定するこ

とによって契約不適合を特定しなければならない。

- 4 売主は、買主による契約不適合の通知に対し、疑義又は異議のあるときは、遅滞なく買主に申し出て、協議のうえ解決する。
- 5 買主は、売主の要請により、目的物件の使用状況又は保守管理の状況等原因解明に必要な情報、資料等を開示しなければならない。買主及び売主は原因の早期解明のため誠実に協議する。
- 6 買主及び売主は、原因解明のため必要があるときは、目的物件を検査し又は第三者機関の鑑定に依頼することができる。鑑定費用は、契約不適合の存在が認められた場合には売主の負担とし、それ以外の場合には買主の負担とする。
- 7 第3項の規定による通知又は第4項ないし前項による協議の結果、売主において目的物件に契約不適合が存在することを認めるときは、売主は、契約不適合の無償修補に応じ、契約不適合によって買主に発生した損害を賠償する。ただし、当該契約不適合が買主の指示に従って採用した材料、部品、設計等によって生じた場合はこの限りではない。
- 8 前項により売主が賠償すべき損害には、以下の損害を含まないものとする。
 - (a) 目的物件を使用できないことによる生産又は取引機会の損失に伴う逸失利益
 - (b) 目的物件の誤作動等によって原材料が滅失・毀損した場合の、当該原材料の加工等により得られたであろう利益
 - (c) 上記に準ずる二次的な損害
- 9 買主が目的物件を転売するなど目的物件の所有権を失った場合は、売主は、本条に基づく契約不適合責任を免れるものとする。

第10条（品質保証）

前条の規定にかかわらず、売主が買主に対して目的物件に関する品質保証書を発行した場合には、売主は、品質保証書に記載された内容の品質保証を行う。ただし、買主が前条の規定に基づく権利を行使することを妨げない。

第11条（製造物責任）

買主及び売主は、消費者等第三者から目的物件に関して製造物責任等を問われた場合には、その対応につき協議する。買主及び売主が第三者に対して損害賠償責任を負うべきときは、買主及び売主の責任及びその範囲は、第9条第4項ないし第7項の規定に準じて協議により定める。

第12条（契約解除）

- 1 買主又は売主が本契約に違反したときは、相手方は、相当の期間を定めて催告をしたうえで本契約を解除することができる。
- 2 買主又は売主に以下の各号の事由が生じたときは、当該買主又は売主は期限の利益を喪失するとともに、相手方は、催告なくして直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は不渡り処分を受けたとき。
 - (2) 第三者より仮差押え、仮処分、差押えその他強制執行若しくは競売の申立て、又

は公租公課の滞納処分等を受けたとき。

(3) 破産、特別清算、会社更生、民事再生等の手続開始の申立てがなされたとき、若しくはなしたとき、又はそれらの原因となる事由が生じたとき。

(4) 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき。

(5) 会社の解散の決議をし、又は他の会社に吸収合併されたとき。

(6) 事故・災害（当該買主又は売主の責めに帰すべき事由によるものに限る）、労働争議その他により、本契約の履行を困難にする事由が生じたとき。

(7) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。

3 前2項の規定に基づき売主が本契約を解除する場合、売主は、目的物件を引き揚げるができるとともに、これによって受けた損害の賠償を買主に請求することができる。

4 前項にいう損害とは、売買代金総額から目的物件の転売可能価格（市場動向を勘案して算出するものとし、目的物件の汎用性が極めて高いなどの特段の事情がない限り、売買代金総額の80%を超えないものとする。）を控除し、さらに、契約が解除されたことによって売主が支払いを免れた金額があるときはこれを控除し、契約が解除されたことによって売主が負担した費用があるときはこれを加算した金額とする。ただし、契約が解除されるまでに買主が支払った契約金又は中間金は損害賠償金及び遅延損害金に充当し、剰余のある場合には、これを買主に返還する。

5 第1項及び第2項の規定に基づき買主が本契約を解除する場合、買主は、これによって受けた損害の賠償を売主に請求することができる。

6 前項にいう損害とは、売主の解除事由と相当因果関係の範囲にある損害をいう。ただし、目的物件を使用できないことによる生産又は取引機会の損失に伴う逸失利益その他これに準じる二次的な損害を除く。

第13条（売主による契約解除）

1 前条第1項に定めるほか、以下の各号の事由が生じたときは、売主は、相当期間を定めて催告をしたうえ、本契約を解除することができる。

(1) 買主が目的物件の仕様を指定する場合においてその仕様を決定しないとき。

2 前条第2項に定めるほか、以下の各号の事由が生じたときは、買主は期限の利益を喪失するとともに、売主は、催告なくして本契約を解除することができる。

(1) 買主が代金の支払いを遅滞したとき。

3 前2項の規定による解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

第14条（売主による製造の中止）

1 売主は、前2条の規定により本契約を解除できる場合、目的物件の製造を中止することができる。

2 前項の規定により目的物件の製造を中止した場合、売主は目的物件の納入遅滞の責任を免れ、買主及び売主は目的物件の納入期日及び売買代金の支払期日等を協議のうえ定める。

- 3 第1項の規定に基づき売主が目的物件の製造を中止した場合、売主は、買主に対し、これにより被った損害の賠償を請求することができる。

第15条（買主による契約解除）

- 1 第12条第1項に定めるほか、以下の各号の事由が生じたときは、買主は、相当期間を定めて催告をしたうえ本契約を解除することができる。
 - (1) 売主が納入期日に目的物件を納入しないとき。
- 2 第12条第2項に定めるほか、以下の各号の事由が生じたときは、売主は期限の利益を喪失し、買主は催告なくして本契約を解除することができる。
 - (1) 目的物件の製造が著しく遅れ、納入期日後相当期間内までに売主が目的物件の製造を完成させる見込みがないと認められるとき。
- 3 前2項の規定による解除には、第12条第5項及び第6項の規定を準用する。

第16条（買主による中途解除）

買主の都合により本契約を解除することに売主が合意する場合は、買主は第12条第4項の規定に基づいて算出される金額を違約金として支払わなければならない。

第17条（目的物件の引揚げ）

- 1 第12条、第13条及び第16条の規定により本契約が終了した場合、売主は目的物件を引き揚げることができる。
- 2 前項の場合、買主は売主が買主の工場より目的物件を搬出することを承諾し、また搬出する際にやむを得ない事情による一部工場建物等の一時取り外しや、その他機械等の移動はこれを認める。

第18条（契約条件の変更）

予測困難な経済状況の急変によって原材料、運賃、その他の費用が著しく高騰した場合、又は規格若しくは法律等の改正により材質、仕様等を変更せざるを得ない場合、売主は、買主との協議の上、価格、納期、仕様その他の契約条件を変更することができる。

第19条（仕様等の変更）

買主において仕様の変更、その他契約条件の変更又は納期の延期等の書面による申出があり、売主が合意する場合は、それによって生じた売主の費用、損失は買主が負担するものとする。

第20条（知的財産権の侵害）

- 1 売主は、目的物件が第三者の知的財産権を侵害しないよう万全の注意を払う。
- 2 売主は、目的物件に関して万一第三者より知的財産権侵害の理由でクレームを受け、又は提訴されたときは、遅滞なく買主に連絡する。
- 3 売主は、前項の知的財産権の侵害問題に関し何ら買主に迷惑をかけないものとし、万一買主に損害が生じた場合には、売主は買主と協議のうえ損失分担について協議す

売買契約約款

る。ただし、侵害問題が、買主の指示等による場合にはこの限りでない。

第 2 1 条（秘密の保持）

秘密保持については当事者間において別途定めた秘密保持契約による。

第 2 2 条（図面の管理）

買主及び売主は、相手方が貸与又は開示した図面・仕様書等を厳重に保管し、相手方の承諾がない限り、第三者（ただし、売主の下請けを除く）に貸与又は開示をしてはならない。

第 2 3 条（権利義務の譲渡禁止）

買主及び売主は、予め書面により相手方の承諾を得なければ、本契約に定める自己の権利又は義務を第三者に譲渡し又は担保に供することができない。

第 2 4 条（連帯保証人）

連帯保証人は本契約の約旨を承諾し、本契約による買主の一切の債務につき買主と連帯してこれを履行する責めに任じる。ただし、連帯保証人が個人である場合には、連帯保証人の責任は極度額を限度とする。

第 2 5 条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、買主及び売主は誠意を持って協議のうえ解決する。

第 2 6 条（管轄裁判所）

買主及び売主は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、売主の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

禁無断複製・禁無断転載

平成 23 年 2 月 初版第 1 刷発行

平成 25 年 9 月 初版第 2 刷発行

監 修 弁護士 近藤 惠嗣
福田・近藤法律事務所

発行者 一般社団法人 日本食品機械工業会

〒108-0023

東京都港区芝浦 3-19-20

TEL : 03-5484-0981 FAX : 03-5484-0989

全国醸造機器工業組合(〒133-0051 東京都江戸川区北小岩 5-6-16)

TEL : 03-5948-5415 FAX : 03-5948-5425

一般社団法人 日本豆腐機器連合会(〒475-0023 愛知県半田市亀崎町 9-123-11)

TEL : 050-3786-0102 FAX : 050-3786-0102

一般社団法人 中部包装食品機械工業会(〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島 2-14-10)

TEL : 052-452-3161 FAX : 052-452-7752

東京糧食機工業協同組合(〒110-0011 東京都台東区三ノ輪 1-28-7-1005)

TEL : 03-5808-9150 FAX : 03-5808-9151

協同組合 日本製パン製菓機械工業会(〒104-0061 東京都中央区銀座 1-18-2)

TEL : 03-6673-4333 FAX : 03-6673-4568

一般社団法人 日本粉体工業技術協会(〒600-8176 京都市下京区烏丸通六条上ル北町 181)

TEL : 075-354-3581 FAX : 075-352-8530

一般社団法人 日本包装機械工業会(〒104-0033 東京都中央区新川 2-5-6)

TEL : 03-6222-2275 FAX : 03-6222-2280

一般社団法人 日本食品機械工業会(〒108-0023 東京都港区芝浦 3-19-20)

TEL : 03-5484-0981 FAX : 03-5484-0989

©FOOMA